

## 平成29年第4回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年12月14日(木) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第141号 下越障害福祉事務組合理約の変更について  
 議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  
 議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 4 出席委員(8名)
- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 板垣一徳君 | 3番 小林重平君  |
| 4番 山田勉君  | 5番 竹内喜代嗣君 |
| 6番 長谷川孝君 | 7番 小杉和也君  |
| 8番 渡辺昌君  | 9番 尾形修平君  |
- 5 欠席委員(1名)
- 2番 板垣千代子君
- 6 委員外議員
- |        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 小杉武仁君  | 鈴木好彦君 | 稲葉久美子君 |
| 鈴木いせ子君 | 木村貞雄君 | 佐藤重陽君  |
| 大滝国吉君  |       |        |
- 7 地方自治法第105条による出席者
- 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
- なし
- 9 説明のため出席した者
- |              |              |
|--------------|--------------|
| 副市長          | 忠 聡君         |
| 税務課長         | 建部昌文君        |
| 同課収納対策室長     | 大滝 豊君(課長補佐)  |
| 同課保険税係長      | 瀬賀由香君        |
| 市民課長         | 尾方貞一君        |
| 環境課長         | 中山 明君        |
| 同課生活環境室長     | 長谷部俊一君(課長補佐) |
| 同課生活環境室係長    | 鴻島雅彦君        |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君(課長補佐)  |
| 保健医療課長       | 信田和子君        |
| 同課国保室副参事     | 佐藤克也君        |
| 同課健康支援室長     | 中村和子君(課長補佐)  |
| 介護高齢課長       | 小田正浩君        |
| 同課介護保険室長     | 大滝慈光君(課長補佐)  |
| 同課介護保険室係長    | 小池道香君        |
| 同課介護保険室係長    | 近藤知子君        |

同課高齢福祉係長	渋谷直人君
同課地域包括支援センター係長	田嶋真理子君
福祉課長	加藤良成君
同課福祉政策室長	木村静子君（課長補佐）
同課福祉政策室副参事	浅野宏君
同課福祉政策室係長	中山晴剛君
同課子育て支援室長	平山祐子君（課長補佐）
同課子育て支援室係長	永田ルミ君
同課子育て支援室係長	伊藤良子君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	百武美奈

（午前9時58分）

委員長（尾形修平君）開会を宣する。

○当委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

**日程第1** 議第141号 下越障害福祉事務組合理約の変更についてを議題とし、担当課長（福祉課長 加藤良成君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

福祉課長

おはようございます。それでは、議第141号 下越障害福祉事務組合理約の変更についてご説明いたします。条例改正に係る新旧対照表の13Pをごらんいただきたいと思う。本案は、平成30年5月1日に福祉型障害児入所施設であるいじみの学園及び障害者支援施設であるいじみの寮が新発田市五十公野から新発田市中井地区に新築移転することに伴い、施設の名称が中井さくら園に変更となるため、規約を変更するものである。いじみの学園は建築から22年、いじみの寮は38年が経過し、建物、設備の老朽化が著しく、耐震面においても安全性が懸念されることから新築移転するものだ。施行日は、平成30年5月1日である。なお、いじみの学園の定員が5名で、利用者は2名であり、うち1名が村上市である。また、いじみの寮の定員は75名で、利用者は65名である。うち村上市は6名である。以上、よろしく願いいたします。

（質疑）

小杉 和也

今新築移転ということでお伺いしたのだけれども、その経緯についてもしわかっただら教えてくれ。老朽化とわかるのだけれども、その流れというのか。

福祉政策室副参事

下越障害福祉事務組合のほうで経過のほう集まって協議をしていて、現在の障害者支援施設のいじみの寮といじみの学園なのだけれども、施設の老朽化だとか狭隘などの理由から新築、移転、改築することになったということである。

小杉 和也

いつごろからどういう議論があって今に至ったのかというのを聞いているのだ。

福祉政策室副参事

資料のほう持ち合わせていないので、そのいつごろかというものは、済みません、後で回答させてくれ。

小杉 和也

名称が中井さくら園ということで、場所が中井地区ということはわかるのだけれど

も、中井さくら園に決まったこの経緯は。

福祉政策室副参事 経緯についても、後ほど回答させてくれ。

小杉 和也 では、新築移転で改築すると。大きさとかその辺のところも押さえているのだから、今までとどういふふうに大きさとか、利便性はバリアフリーとかにきつとしていくのだろうなというのは、自分で調べた資料で読み取ったのだけれども、その辺のところはどうか。広さとか何か特にこう変わるとか。

尾形委員長 今答弁できるか。答弁できなかつたら、後ほど先ほどの・・・

福祉政策室副参事 後ほど回答させてくれ。

小杉 和也 副市長、しっかりよろしく願います。どうだろう。

副市長 大変申しわけない。単なる規約の変更ということで単純に捉えていたようであるけれども、委員ご指摘のようにこれまでの経緯、そして新たなものがどういうものなのかということもしっかり踏まえて用意したいと思う。後ほど報告させてくれ。よろしく願います。

小林 重平 今回のこの答弁の件なのだけれども、本会議でないので、そのために補足説明が来ているわけだから、想定されるものはできるわけだ。そのために担当参事とか来ているのだから、後からというのはちょっとそのことが多いので、ぜひ副市長、その辺はしっかりとこの委員会の席に臨んでいただきたい。委員会というのは、細かいやりとりがあるのだ、本会議と違って。担当の皆さんも、その辺はしっかりと肝に銘じてやってくれ。願います。

副市長 ただいまのご意見厳粛に受けとめたいと思う。どうぞよろしく願います。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第2** 議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 おはようございます。議第142号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、荒川いこいの家を公募により株式会社NK Sコーポレーション新潟支店取締役支店長、吉田琢哉氏を指定しようとするものである。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料の2から4Pをご参照いただきたいと思います。以上、よろしく願います。

(質疑)

竹内喜代嗣 このNK Sなのだが、以前は総合管財だったか。

(「新潟だ」と呼ぶ者あり)

竹内喜代嗣 新潟管財。

介護高齢課長 そのとおりである。

竹内喜代嗣 新潟管財さんは、村上市の仕事ではほかにも何件かやったようだが。

介護高齢課長 次に来る村上市老人福祉センターのほうもやっている。  
 小杉 和也 荒川いこいの家というのは現在も指定管理で、平成27年から平成30年の3月までの指定管理だったか、ちょっと確認だけれども。

介護高齢課長 そのとおりである。  
 小杉 和也 指定管理の運用ガイドラインによると、まず効率的な管理運営が図られている場合は5年も可能なのだけれども、これ3年になってきたというのはなぜか。

高齢福祉係長 それでは、今のご質問だけれども、委員ご指摘のとおり5年というところもあるのだが、今回については、民間さんによる公募という形で進めることになっていたものだから、新規の事業者の参入という機会も考慮いたして、3年ということで募集をさせていただいているところである。

小杉 和也 では、この運用のガイドラインから読み取る場合は、公募による指定の場合は3年で括弧書きがあるわけだね、運用のガイドライン、指定管理の。この辺のところまでどこを今の部分で読み取ったらいいのか。更新時は括弧書きあるのだけれども、どの部分が今の説明に当てはまるのか。

高齢福祉係長 それで、指定管理については、限定指定によるものと公募による指定ということであるけれども、一応限定指定によるものについての更新については5年ということで、あと公募による募集をかける場合については3年というところがあるものだから、今回3年という形で募集をかけていたところだ。

小杉 和也 括弧書きの中にあるのだよね。効率的な運用の場合は5年というようなことの括弧書きがあるので、今の説明がこの括弧書きの中のどこに当てはまるのかということのをちょっと聞きたかったの。言っていることはわかる。新規参入も促すのだということわかるのだけれども、それをどの部分から読み取ったらいいのかというのがちょっと私わからないので、ガイドラインの中身。後で教えてくれ。

尾形委員長 多分この案件に関しては、今の施設だけではなくて市の全ての指定管理に共通する部分だと思うので、担当課というよりも、総務のほうになるのかなというふうに私感じたので・・・

小杉 和也 では、副市長、後で総務のほうにも伝えておいていただければと思う。  
 副市長 今のご意見承った。確かにほかの指定管理の施設もあるものだから、その管理運用の面でどういう解釈をしているのかということについては、総務のほうにも伝えてご返答申し上げたいと思う。

尾形委員長 小杉委員、よろしいか。  
 小杉 和也 いい。  
 長谷川 孝 では、ちょっと聞きたいのは、本来はここに寿山荘というのがあったわけだね。その寿山荘というのは、普通財産とかになっていて、今介護高齢課を離れたのかどうか、ちょっと教えていただきたいのだ。今どういう状態になっているのか。

尾形委員長 寿山荘か、温泉の。  
 長谷川 孝 指定管理だと。

尾形委員長 いや、わかるけれども、答弁できるか。  
 高齢福祉係長 今の寿山荘の状況であるが、ちょっと今休止という形になっているので、指定管理のほうも当然出していないというところである。

尾形委員長 長谷川委員、よろしいか。  
 長谷川 孝 そうではなくて、今例えば介護高齢課から離れてしまって普通財産になっているのかとか、そういう話のことを言っている。

高齢福祉係長 所管は介護高齢課になっている。

〔委員外議員〕

鈴木 好彦 今回の指定管理にあつては、2社の応募があつたと。2社の応募に対して、候補者選定基準により審査、採点の結果、得点が高いほうを選んだという経過があるようだけれども、この選定理由の中に、3Pの5行目あたりに実績を考慮したと。実績というのは、既存業者ではないと実績というのではないわけで、これ選定するときの平等性というのは、実績を見ることによって最初から新規参入者はハンディがあるということになるのだけれども、平等性どう担保されるのか。

高齢福祉係長 今のご質問であるが、実績というのは当然本当に今やられているところの実績というところもあるとは思うのだが、要はその指定管理を公募で申し込んできたそれぞれの2社のほかでの実績というところもこの中に入っているというところである。それで、NKSさんのほうについては、ほかに老人福祉センター等もやっているという状況もあつて、もう一つのほうも指定管理という形での実績もあるというところではあつたが、そこを比較をさせていただいてというところでの審査になるかと思う。

鈴木 好彦 わかった。それから、その後段のほうに、例えば入浴時の事故防止や有事の際の適切な対応、それから衛生管理を徹底してくれという文言がついているけれども、これは何か問題があつたからついたのか。それとも、一応やってくれというこちらの希望を書いたものか。

高齢福祉係長 過去にあつたという事実も実はあつて、そういったところも含めて徹底をお願いするところである。

尾形委員長 ちなみに、これもう1社の、公募されてNKSさんのほかの事業者名というのはオープンにできないのだったか。その審査の内容はいいのだけれども、業者名だけ。

高齢福祉係長 株式会社イドムになる。

尾形委員長 どここの業者さん。

高齢福祉係長 事業所というかは新潟市にある。片仮名でイドムという。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 議第143号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、村上市老人福祉センターを公募により株式会社NKSコーポレーション新潟支店取締役支店長、吉田琢哉氏を指定しようとするものである。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料5Pから7Pをご参照いただきたいと思う。よろしく願いいたします。

（質疑）

小杉 和也 これも2社なのだけれども、これもイドムさんなのか。

介護高齢課長 そうだ。

(「同じ」と呼ぶ者あり)

小杉 和也 この指定管理に係る資料の中の6 Pの一番上のところに、総合点において得点が高いというのがあるのだけれども、こういった指定管理の場合は、点数とかはいいのだけれども、かなり差は開くものか。それとも、結構競るものなのか。

高齢福祉係長 それでは、採点のほうなのだけれども、900満点中、NKSさんが584点で、イドムさんが565点という結果であった。

小杉 和也 わかった。

長谷川 孝 この点数表示は、前たしかインターネットとかにも載っていた。今も載っているか。

尾形委員長 載っているようだ。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 加藤良成君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉 課長 それでは、議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、やまびこの家に係る指定管理者の指定についてお願いするものだ。指定管理者の指定に係る資料の9 P、10 Pをごらんになっていただきたいと思う。公の施設の名称は、やまびこの家である。指定管理者となる団体は、村上市瀬波中町12番18号、医療法人責善会理事長、馬場肝作である。指定の期間については、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間である。公募によらない理由といたしては、精神疾患を専門とする医療法人で、村上はまなす病院を経営し、精神障害や精神疾患について十分な知識と経験を有しており、また類似の事業、障害者相談支援事業、地域活動支援センターI型を受託している。また、平成27年度からは、やまびこの家の指定管理者として施設の管理及び事業を適正に行っており、利用者の相談にも丁寧に対応するなど、信頼を得ていることから、限定の指定の継続をお願いするものである。指定管理者となる団体の概要については、昭和37年5月に医療法人責善会として村上精神病院を運営し、その後平成6年4月には村上はまなす病院に名称を変更し、病棟新築などにより病床が222床となった。また、平成14年1月には、障害者の生活の場を提供するはまなすホーム、平成15年1月には障害者の相談、指導及び関係機関との連絡調整などを行う地域生活支援センターはまなすの新設を行っており、地域の精神科医療機関として精神疾患の治療や医療相談に当たり、また支援事業所としても包括的な役割を担っている。施設管理及び運営の提案要旨、選定委員会の答申・意見についてはお示ししてあるので、あわせてご参照いただきたいと思う。以上、よろしく願いいたします。

(質疑)

小杉 和也 指定管理の期間で、しつこいようで申しわけないのだけれども、限定管理ということの説明があったのだけれども、なぜ3年なのかというのはわかるか。

- 福祉 課長 障害者福祉計画というのが3年間の期間で見直し、見直しという形でやっている。このやまびこの家についても、その計画にのっている事業があるので、そういった中でやはりその事業にあわせて3年間というような、こういうことでさせていただいた。
- 小杉 和也 その期間を決めるというのはどう、担当課だけでまず決めて原案を出して上に上げていくのか。
- 福祉 課長 プロセスとしては、一応こちらのほうでいろいろと原案を作成して、それから行革の担当のほうの方と相談をしながら、そういった形の中でしていく。
- 小杉 和也 副市長、しつこいようだけれども、ガイドラインの13Pに限定指定の場合は5年を標準期間とするというのがあるのだ。この辺の整合性を総務のほうとちょっと詰めていただいて、お願いできるか。
- 副市長 かしこまった。先ほどの件もあるので、そこら辺の整合性がどうあるべきなのかということも含めて検討いたすが、根拠となる条例が今担当課長が申し上げた、その3年間の計画に基づいているということもあるので、そこらも含めながら、なお改めて検討というか、確認をしてみたいと思う。よろしく願います。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第144号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第5** 議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 信田和子君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 議第153号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてよろしく願います。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,500万円を追加し、予算の規模を77億6,800万円とするものである。

続いて、7P、8Pをごらん願う。歳入においては11款繰入金、1項1目一般会計繰入金910万9,000円を追加いたした。職員人件費の調整、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定によるものである。12款繰越金、1項2目その他繰越金に前年度繰越金8,589万1,000円を計上いたした。

歳出については9P、10Pをお願いいたす。1款総務費、1項1目、一般管理職員人件費668万4,000円は、職員の人件費の調整によるものである。2款の保険給付費2,749万8,000円については、1項2目退職被保険者等療養給付費及び2款2項高額療養費、それぞれの決算見込み額からの不足分を計上いたした。4款1項1目前期高齢者納付金3万1,000円は、納付額が確定したことからの不足額計上である。続いて、次の11から12Pをお願いいたす。8款1項1目、保健事業経費78万9,000円であるが、郵便料金改定等による通信運搬費の不足分を計上いたした。11款1項3目償還金、国庫支出金等精算返還金6,010万1,000円は、平成28年度保険給付費等の実績による国庫負担金の精算返還金である。12款1項1目予備費10万3,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものである。以上である。よろしく願います。

(質 疑)

- 小杉 和也 不足見込みということだけれども、これの原因みたいなものというのは分析、わかるのか。
- 保健医療課長 基本的に退職にかかわるものが多くて、退職の被保険者数が制度により減少しているので、少しの増減によっても見込み額が大きく違ってくるので、今回の補正となった。
- 小杉 和也 不足見込みというのは、前年度実績とかで判断していくのだろうけれども、予算の枠と。いつの時点でそれを判断するのかというか、そういうものというのは決まっているのか。
- 保健医療課長 担当のほうから説明いたす。
- 国保室副参事 ただいまのご質問についてであるけれども、歳入、この予算については前回9月議会後に確認のほうさせていただいて、その時点で不足が見込まれるということを判断させていただいた。
- 小杉 和也 では、今年度の動向というか、前年比と合わせたりしての判断という理解でいいか。
- 国保室副参事 そのとおりだ。

〔委員外議員〕

- 木村 貞雄 1つ聞くけれども、歳出の2款2項2目の退職被保険者の高額療養費なのだけれども、今ほど説明あったと思うのだけれども、決算からということで、これは当初予算では何か前年度の半分ぐらいに見積もったようなのだけれども、どういったあれでふえてきたのか。それは、病気だからわからないけれども、その当初予算の見込み立てたのどんなふうなところからだったか。
- 国保室副参事 ただいまのご質問であるけれども、昨年度において今年度予算要求の際に、こちらの予算額の算出については、国や県のほうから予算査定に関するその書類、算出根拠というような書類等があって、そちらに基づいて算出したものである。その中には、国のほうから示される計数等もあるので、そういったものも活用させていただいて算出させていただいている。
- 木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第153号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

- 介護高齢課長 議第154号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の規模を78億6,210万円にしようとするものである。
- 7、8Pをごらんいただきたいと思う。歳入であるが、第4款国庫支出金、第2項1目調整交付金5万1,000円であるが、介護予防ケアマネジメント委託料及び同負担金の増額に伴う追加である。4款2項第2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)分であるが、これは20万4,000円であるが、これも介護予防のケアマネジメント委託料及び同負担金の増額による追加である。4款2項第3目地域



支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）であるが、これは601万5,000円となるが、これは職員人件費の調整による追加である。続いて、第5款支払基金交付金28万7,000円であるが、介護予防ケアマネジメント委託料及び同負担金の増額に伴う追加である。第6款の県支出金、第2項第1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）分であるが、12万7,000円だけれども、これも介護予防ケアマネジメント委託料及び同負担金の増額に伴うものである。6款2項第2目の地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合支援事業以外）であるが、この300万7,000円だが、これは職員人件費の調整による追加である。第8款繰入金、第1項第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）分であるが、この12万7,000円だが、これも介護予防ケアマネジメント委託料及び同負担金の増額に伴う追加である。8款1項第3目の地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の分であるが、これ300万7,000円であるが、これは職員人件費の調整による追加である。8款1項第4目の事務費等繰入金1,444万7,000円の減額であるが、職員人件費の調整といたして1,639万1,000円を減額して、備品購入費で9万8,000円、介護認定審査会システム改修委託料で183万6,000円、予備費で1万円を追加するものである。8款第2項基金繰入金362万2,000円の追加であるが、地域支援事業から支出している介護予防ケアマネジメント委託料及び同負担金の増額に伴う22万7,000円と職員人件費の調整によるもので、339万5,000円の追加である。次に、歳出のほうだが、9、10Pをごらんいただきたいと思う。第1款総務費、第1項第1目一般管理費であるが、説明欄の1、一般管理経費の庁用器具購入費9万8,000円であるが、これは事務室のファイリングキャビネットの購入による追加である。2の一般管理職員人件費1,639万1,000円の減額は、職員人件費の調整による減額である。1款第3項第1目認定審査会費183万6,000円であるが、これは介護保険法の改正に対応するために、介護認定審査会のシステム改修の委託料を追加するものである。第2款の保険給付費であるが、これは財源更正であって、第3款の地域支援事業費での介護予防・生活支援サービス事業経費21万5,000円の減額及び介護予防ケアマネジメント事業経費132万3,000円の追加のため、法定負担割合による財源を減額した結果、一般財源6万5,000円の減額の充当先として2款の保険給付費に充当し、同額介護保険給付費準備基金の繰入金を減額する財源更正をしたものである。第3款の地域支援事業費、第1項第1目介護予防・生活支援サービス事業費21万5,000円の減額であるが、これは3款1項第2目の介護予防ケアマネジメント負担金に科目更正するための減額である。次に、11、12Pをごらんいただきたいと思う。3款第1項第2目介護予防ケアマネジメント事業費132万3,000円であるが、介護予防ケアマネジメント委託料として110万8,000円と介護予防ケアマネジメント負担金21万5,000円であるが、これについてはこれまでの実績と今後の見込みを考慮して追加するものである。3款第2項第1目一般介護予防事業費8万5,000円の減額であるが、説明欄の1、介護予防普及啓発事業の講演会で当初講師を手配するために講師あっせん手数料として予算計上していたが、講演会の内容を見直しいたして、介護予防活動している団体の代表やリハビリ関係者で講演会を開催することになったために、不要となる講師あっせん手数料を減額いたして、講師謝礼の支払いを個人にするために報償費を追加するものである。3款第3項第1目総合相談事業費22万8,000円、3款3項第3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費743万6,000円、3款3項第5目生活支援体制整備事業費776万円であるが、いずれも職員人件費の調

整するための追加である。第7款予備費、第1項第1目予備費1万円は、予算調整のためのものである。以上であるが、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

小杉 和也 包括ケアマネジメントとかの人件費とか、今調整というような説明があったのだけれども、それぞれ生活支援体制のほうと何名ずつおってということはわかる。

介護保険室係長 人件費のほうのそれぞれ総合相談事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、生活支援体制整備事業費の人数の内訳だけれども、総合相談事業費が全部で3名で、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費が全部で5名、生活支援体制整備事業費も全部で4名いる。

小杉 和也 ありがとうございます。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第154号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

(午前10時42分)